令和5年7月18日

芦屋市議会議長 帰山 和也様



歩道を走行する自転車に対し安全走行を促す看板設置を求める陳情 書

[陳情の理由] 自転車の通行の安全の確保のため歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合など要件を充たす自転車は歩道通行が可能だが歩行者のための歩道の安全を守らなければならない。 芦屋市は自転車安全利用五則のチラシ等で交通ルールの周知を図っている。並行して通行の現場に設置した看板で自転車利用者に交通ルールを周知することで歩行者の安全確保に努めている。この看板は山手幹線を中心に設置済みだが自転車の利用が多い道である「自転車ネットワーク路線」として指定される歩道について設置が行き届いていない状況である。

[陳情事項]山手幹線等に既設の道交法 63 条を簡記した看板について、自転車ネットワーク路線における設置個所を増やし歩行者の安全確保に努めること。

陳情者住所 芦屋市三条南町

むくお しげる